

【新設】（共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合の取扱い）

18-1-30 共同支配親会社等の税引後当期純損益金額は、当該共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合、当該対象会計年度終了の日の直前の当該決算日に係る計算書類を基礎に計算して差し支えない。

【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法6の2）。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額（国別調整後対象租税額）が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額（以下「国別グループ純所得の金額」という。）のうちに占める割合をいうこととされている（法82の2②一イ(3)）。
- 3 この国別グループ純所得の金額の計算の基礎となる個別計算所得金額又は個別計算損失金額は、個別計算所得等の金額から算出することとされており（法82二十七・二十八）、この個別計算所得等の金額は、当期純損益金額を出発点として計算することとされている（法82二十六）。

そして、構成会社等（恒久的施設等を除く。以下同じ。）又は共同支配会社等（恒久的施設等を除く。以下同じ。）の当期純損益金額とは、各対象会計年度に係る特定連結等財務諸表の作成の基礎となるその構成会社等又は共同支配会社等の税引後当期純損益金額（最終親会社等財務会計基準に基づき計算される構成会社等又は共同支配会社等の当期純利益金額又は当期純損失金額として財務省令で定める金額であって、特定連結等財務諸表の作成において必要とされる一定の会計処理が行われなかったものとしたならば算出されることとなる金額をいう。）をいうこととされている（令155の16①一）。

- 4 ここで、共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日（最終親会社等の決算日）が異なる場合、その共同支配親会社等の決算がその対象会計年度終了の日に行われたものとしてその共同支配親会社等の税引後当期純損益金額の計算を行うかどうか疑義が生ずる。

この点、共同支配親会社等は、最終親会社等の連結等財務諸表において持分法が適用される会社等であることが要件の一つとされているところ（法82十五）、その連結等財務諸表に適用される会計処理の基準においては、持分法の適用に当たり、必ずしも共同支配親会社等の決算日と最終親会社等の決算日との統一が求められず、共同支配親会社等の直前の財務諸表を使用することとされている場合がある。本通達では、

このような取扱いを踏まえ、共同支配親会社等の決算日と対象会計年度終了の日が異なる場合、その対象会計年度終了の日の直前のその決算日に係る計算書類を基礎に共同支配親会社等の税引後当期純損益金額を計算して差し支えない旨を明らかにしている。